

# 日本における子ども虐待の現状

田中 祐子\*

子ども虐待とは、子どもの心身の安全や健康な成長・発達を、保護する立場の人や力関係が上の人によって脅かされ、子どもが不適切な生育環境に置かれることを意味する。2010年度には、児童相談所の相談件数は55,152件（速報値 除く宮城県福島県仙台市）<sup>1)</sup>と1990年度の55倍、2004年度の4.7倍に増加した（図1）。また、2004年からは市町村も子ども虐待の相談窓口を設け、2009年度には相談件数が年間56,219件（児童相談所との重複を含む）を超えた<sup>2)</sup>。一方で、2009年度の虐待死亡事例<sup>3)</sup>では、その

うちの23.4%が児童相談所などの関係機関との関わりが全くなかったことから、現在把握されている子ども虐待は氷山の一角であり、今後さらに子ども虐待に関する相談件数が増えることが予想される。

## 虐待の分類

2004年に「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、虐待は①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待、の4種類に分類されている。

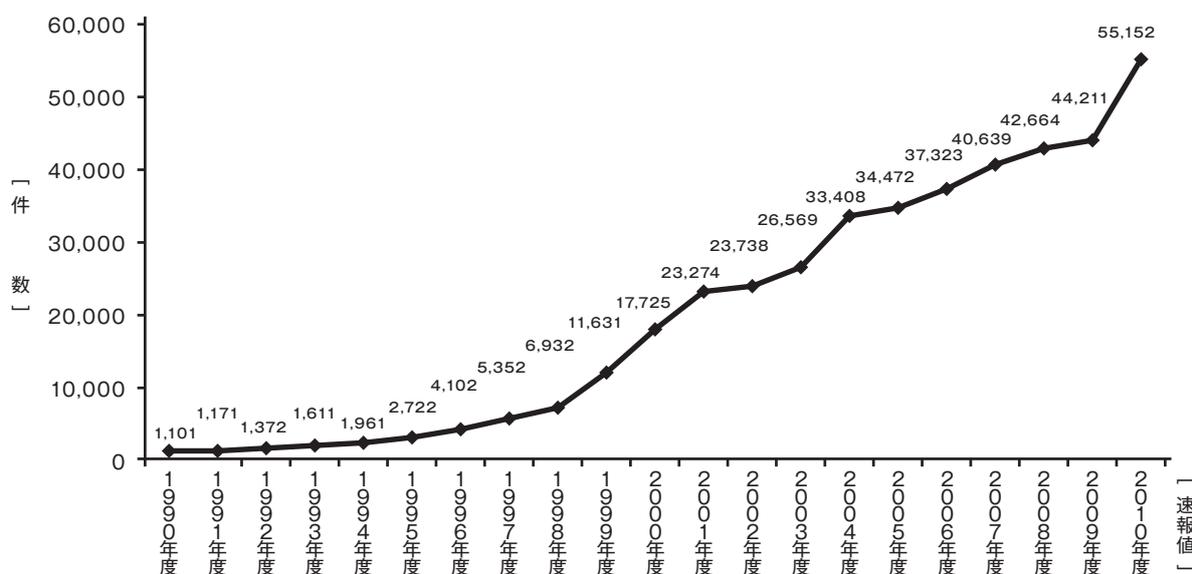


図1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移<sup>2)</sup>

\* 慶應義塾大学保健管理センター

## 虐待が子どもに与える影響

0～5歳までの子どもの健全な心身の成長発達には、安全で適切な衣食が環境に加えて、養育者との自然なやり取りを通して仲間意識が深まる関係性が不可欠である。こうした関係性は、積み重なって親子の愛着関係へとつながり、人格の土台となり対人関係の基礎をなす<sup>4-9)</sup>。虐待のある環境では、自分を保護するはずの養育者から心身への暴力を受けることで、この関係性は傷つけられる。子どもは痛みや心理的な拒絶という子どもにとっては生命を脅かす恐怖を生き延びるために、心を閉ざすことを学習する<sup>10)</sup>。その結果、「痛がらない」、「無表情で何を考えているのか馴れ馴れしい」などの一風変わった対人関係が築かれるようになる。また、虐待者に同様の対人関係の特徴がある場合、かつての被害者であった可能性が示唆される。年齢が低いほど環境への依存度が高いため、心身への影響は深刻であり将来の精神病の発症につながる可能性が高まるが、同時に早期に治療的な関わりを開始すれば関係性や学習をやり直せる可能性も高い。

**虐待児にみられる症状**（いわゆる身体的虐待による症状は除く）

- (0～1歳) 睡眠・摂食の問題, 易刺激性, 無表情, 愛着関係に安心感低い 解離症状
- (1～3歳) 睡眠・食欲の問題, 落ち着きがない, 攻撃的, 注意力散漫, 言語の遅れ, 無差別的愛着, 遊ぶことが苦手 性化行動 解離症状
- (3～6歳) 睡眠・食欲の問題, 仲間遊びが苦手, 注意を引く行動, 社会適応の乏しさ 性化行動 解離症状
- (6歳～12歳) 睡眠・食欲の問題, 社会適応の悪さ, 反社会的行動, 夜尿 性化行動 解離症状
- (12歳～) 抑うつ, 薬物依存, 自殺企図, 反社会的行動, 夜尿・遺尿・遺糞 性化行動 解離

症状

全年齢を通じて、性感染症は性虐待の症状

## 相談事例の内容

厚生労働省によると、2009年の子ども虐待相談事例は、身体的虐待17,371件、ネグレクト15,185件、心理的虐待10,305件、性的虐待1,350件であった。全体に相談件数が急増する一方で、性的虐待の相談件数はほぼ横ばいである。性的虐待は、外見から疑うことが難しく自己申告による発覚が中心であることから、特に低年齢では正確な現状が把握されていない可能性が高い。全事例の主たる虐待者は、実母が62%と一番多く、次いで実父20%であった。

## 子ども虐待の死亡事例

厚生労働省によると、2008年度に47例の死亡事例が報告されており、そのうちの23.4%は児童相談所などの関係機関との接点が無く、34.0%は接点はあるものの支援の必要はないと判断されていた事例であった<sup>3)</sup>。死亡事例の年齢層は、近年は0歳児が最も多く、2008年度は全体の6割を占めた。月齢では、0か月が0歳児の66.7%を占め、過去10年間、0か月が最多となっている。さらに、日齢では、0ヶ月の死亡事例の約7割が日令0に起きている(2009年度)。0歳児に対する加害者は、ほぼ100%が実母である。

## 日本における政府の対策

日本では、2000年に児童虐待防止等に関する法律（児童虐待防止法）が施行されて以来、本格的に通告の義務化、立ち入り調査、一時保護、家庭裁判所への申し立て、が行われるようになった。2004年の改正では、同居人が虐待を放置することや家庭内暴力も虐待行為に含まれることが明言され、「虐待の可能性のある

場合」が通告義務範囲内である。また、「要保護児童対策地域協議会（子供を守る地域ネットワーク）」の設置が義務付けられ、強制入所処置など司法との連携が強化された。2007年には、児童相談所の対応として、通告受理後の子どもの安全確認を48時間以内に行うこと、および事例受理時の兄弟への安全確認を行うこと、が明文化されている。さらに、2007年の児童虐待防止法および児童福祉法の改正によって、家庭内への立ち入り調査、保護者の接触制限、指導に従わない保護者への措置が明確化され、早期発見に必要な対応がより確実に行われるようになった。また、虐待による死亡事例で0歳児が多いことを受けて、2009年に児童福祉法が改正され、予防と早期発見のための乳児家庭全戸訪問事業が開始となった。性的虐待については、1999年に児童買春・児童ポルノ禁止法が制定され、2005年には「児童の売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約」の選択的議定書が締結された。さらに、2009年には警察庁が「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、児童ポルノの根絶に向けた総合的な取組みを推進している

## 文 献

- 1) 厚生労働省：子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第7次報告概要）及び児童虐待相談対応件数等（平成23年7月20日発表の報道資料）。<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001jij1.html>
- 2) 厚生労働省：市区町村の児童家庭相談業務等の実施状況等について。平成23年度全国児童福祉管理長・児童相談所長会議資料（平成23年7月20日開催）。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kaigi/dl/110803-02-02.pdf>
- 3) 厚生労働省：子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第7次報告）（平成23年7月）。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/>

dl/7-2.pdf

- 4) DeCasper AJ, Fifer WP : Of human bonding : Newborn's prefer their mother's voices. *Science* 208 : 1174-1176, 1980
- 5) Murray L & Liz Andrews : *The Social Baby*. CP publishing, Richmond, Surrey, United Kingdom, p.26-35, 2000
- 6) Malloch S : Mother and infants and communicative musicality. *Musicae Scientiae, Special Issue, 1999-2000 European Soc. Cog. Sci. Music, Lige*, 13-28, 1999
- 7) Trevarthen C : The foundation of intersubjectivity: development of interpersonal and cooperative understanding in infants. In D.olson (eds.) , *The social foundation of language and thought*. New York: Norton, 1980
- 8) Bowlby J : *Attachment and Loss, Vol. 1 Attachment*. Basic Books, New York, 1969
- 9) 渡辺久子：発達精神病理の解明をめざした未熟児—親コミュニケーションの基礎研究。平成16年～17年度厚生労働科学研究報告書。 p.5-12, p.51-64, 2006
- 10) アリシア・リーバマン：「子どもと家族に幸せな「子育て」とは」「児童—親精神療法」（第13回乳幼児精神保健学会講演）。*FOUR WINDS 乳幼児精神保健学会誌* 4 : 43-48, 49-56, 2001

## 参考書籍

- Lieberman, A. F., & Van Horn, P. (2005) . *Don't Hit My Mommy! : A manual for child-parent psychotherapy for young witness of family violence*. Washington, D.C.: ZERO TO THREE Press, 2005